

洞爺湖町地球温暖化対策実行計画推進協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="152 284 824 363"><u>洞爺湖町地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱</u> (趣旨)</p> <p data-bbox="125 379 1081 555"><u>第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)の規定に基づき、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、洞爺湖町地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</u></p> <p data-bbox="170 762 309 794">(所掌事務)</p> <p data-bbox="125 810 757 842"><u>第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="125 858 1081 1233"> <u>(1) 実行計画に掲げる地域の将来ビジョン及び脱炭素シナリオ並びに再エネルギー導入の目標を実現するための取組に関すること。</u> <u>(2) 実行計画に掲げる地域の実情に応じた温室効果ガス削減のための取組に関すること。</u> <u>(3) 実行計画の策定及び見直しに関すること。</u> <u>(4) 実行計画の推進及び進捗管理に関すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、その他実行計画の推進に必要な事項に関すること。</u> </p>	<p data-bbox="1137 284 2011 363"><u>洞爺湖町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会設置要綱</u> (設置)</p> <p data-bbox="1111 379 2067 746"><u>第 1 条 洞爺湖町(以下「町」という。)におけるゼロカーボンシティの実現に向け、町民及び事業者等と連携しつつ、地域に根ざした再生可能エネルギー事業を推進することを目的とした洞爺湖町再生可能エネルギー導入目標及び町の課題や目指すべき方向性を明らかにするために必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策の基本方向や地域特性等を定めた洞爺湖町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定するため、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</u></p> <p data-bbox="1155 762 1294 794">(所掌事務)</p> <p data-bbox="1111 810 1809 842"><u>第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。</u></p> <p data-bbox="1111 858 2067 1425"> <u>(1) 再生可能エネルギー導入目標</u> <u>ア 再生可能エネルギー導入の現状や課題に関する事項</u> <u>イ 温室効果ガス排出量の推計に関する事項</u> <u>ウ 再生可能エネルギー導入量の推計に関する事項</u> <u>エ エネルギー地産地消及び地域循環共生圏を見据えた脱炭素型事業モデルに関する事項</u> <u>(2) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)</u> <u>ア 基本的事項の整理及びその結果の報告に関する事項</u> <u>イ 温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計に関する事項</u> <u>ウ 削減目標設定に関する事項</u> <u>エ 計画立案、推進、評価等に関する事項</u> <u>オ その他地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関し必要な事項</u> </p>